

# 月刊 労運研レポート No. 33

2017年3月10日号

- |                         |      |    |
|-------------------------|------|----|
| ・「巻頭言」労働運動の課題とベーシックインカム | 千葉雄也 | 2P |
| ・総がかり行動の新たな一歩が踏み出される    | 三澤昌樹 | 4P |
| ・三者が院内集会を開催—長時間労働の規制を   | 事務局  | 5P |
| ・安倍の「働き方改革」の狙いと批判       | 遠藤一郎 | 8P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [/roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:/roukenj2014@yahoo.co.jp)

世界的に大きな波乱を予感させる 2017 年です。

アメリカの大統領選挙で、人種差別や排外主義、女性蔑視発言を繰り返していたトランプが勝利しました。トランプ勝利の原因についてはすでに多くのことが語られていますが、グローバリズムによって格差が大きく拡大したことによる、社会の亀裂の深まりが背景にあることは共通認識となっています。多国籍企業は最大限利潤追求原理で行動し、賃金が低く、利潤率が高く、法人税率も低い地域に移動する。母国の経済や社会、雇用を一顧だにしない。その結果として、社会保障費や教育費など資本にとって利益を生まない分野からの財源の引きあげ、空洞化による雇用喪失と低賃金地域の労働力移動が社会を破壊する。このような傾向はアメリカやヨーロッパに限らず日本にも共通しています。違いは、アメリカが反貧困の巨大な闘いとしてサンダースを生み出し、スペインがポデモスを生み出しているにもかかわらず、日本ではまだアベノミクスの幻想を打ち破れていないところにあります。

では、日本の労働運動の課題は何か

昔、「総評は労働者階級を構造的に代表する」と云われ、「階級的労働運動」を標榜していた時代がありました。しかし今、総評はなく、産業構造も、就業形態も大きく変わりました。そういう前提に立てば階級的労働運動の復権は過去とは違う形で準備されなければならないのは自明のことだと思います。「階級的労働運動」など何を今さらと言われるかもしれませんが、社会的労働運動の具体も模索中というのが現状の実態です。そうであれば素直な模索と実践的検証が必要だと思います。

労働運動再建とともに本来、貧困・格差解決の中心となるべき労働組合は、組織率が二割を割りこみ、働く者の二人に一人は非正規です。連合大手はいうまでもなく協調主義であり、正規職倶楽部と揶揄されながらも政治的には労働運動の「戦闘性」を防ぐ瓶の蓋の役割は十二分に果たしていると思います。

労働組合の基本に立って闘おうとする労働組合は社会的には圧倒的に少数派であり、全労働者勤労諸階層を代表する運動を目的意識的に進めなければ、圧倒的多数の未組織労働者が、本工、正社員中心の既存労働組合を既得権勢力としてこれまで以上に攻撃されるでしょう。今の状況は、トランプや安倍政権を例に出すまでもなくより新自由主義派・ポピュリズムにとりこまれる危険性が同時に高まっていると感じます。正規・非正規の均等待遇を、正規の賃下げ・労働条件切り下げで実現すべきだ、公務員を削減して財源を生み出せ、という主張が広がる条件も存在しています。

職場での団結をつよめ下からの押し上げによって、労働組合による賃上げや労働条件改善の運動の強化は何よりも重視すべき闘いであり、活動の重点的課題ではあります。これは労働運動の主体形成にとっても基本原則と確認できるでしょう。

しかし最近のヨーロッパやアメリカの闘いを見るにつけ、多くの非正規労働者や未組織労働者とも共有できる、あるいは学生などとも共有できる反貧困の課題での企業を越えた運動の構築、最低賃金の引き上げや残業規制など社会的運動、政治的運動が求められているのではないであろうかと思えます。これも「何を今さら」と言われるかもしれませんが。しかしこの具体が進んでいないことも事実です。

そこで一つの考察ですが、「ベーシックな社会保障」の検討を提案します。「ベーシックな賃金」という提案もありますが別途の機会です。多分に「思いつき」の領域を超えないのですが、「正規・非正規、未組織・組織労働者」がともに闘うためには十分に検討されなければならない課題であると思えます。

「ベーシックな社会保障」とは「基礎的所得補償」(ベーシックインカム)です。年金、雇用保険、公的扶助など現金給付にかかわる制度を一本化して、全ての人に、定期的に一定額を交付するものです。日本でもすでに「こども手当」「給付付き税額控除」「最低保障年金」といった部分的ベーシックインカムにつながる政策提起があります。交付にあたっての資力調査がなく、就労条件をつけない。申請する必要がなく、現行社会保障制度にまつわる行政上の手続きが必要ない。何よりもスティグマ(貧乏人= 恥ずかしい) から申請者を解放する。行政側の審査・調査監視などの管理コストを不要とし、機構を簡素化し、基礎的所得保障を受け取りつつ、就労から得られる所得は、全て個人の収入となる。現行の生活保護のように減額されることはなく、現行のワーキングプアが、飢餓賃金や非人間的な労働条件を拒否して、納得できる仕事を選択することを後押しするものとなると思えます。ブラック企業対策にも有効と思えます。

もちろん生活保護制度は憲法 25 条で保障された「権利闘争」を否定するつもりもないし、本来労働組合こそ、全労働者を健康で文化的で十分な生活を営むに足る賃金と雇用を実現すべきだとの主張にも意義はありません。しかし、高度成長の条件を失った日本資本主義はこれまで到達してきた労働条件を全ての労働者に与え雇用を確保することはできるのでしょうか。それを追求すれば労働者間の矛盾は拡大すると考えています。

それならベーシックインカムとワークシェアとの結合は労働者団結の道ではないのかと思うようになりました。その財源は高額所得者や累進課税の徹底、大企業法人の社会負担の強化で担保する。私自身も広島電鉄労組の「実験」には否定的だったのですが、ベーシックインカムと併存していたなら全国で労働者の団結はより拡大していただろうと思えます。これは正規労働者と非正規労働者が、共通の要求として直ちに掲げることのできる政策であり、グローバルな底辺への競争の歯止めに即効性があり、企業内闘争を超えた共同闘争の現実的方策であると思えるのですがどうでしょう。ここは議論があるところですね。

戦争法案反対闘争や、脱原発の闘いなど政治闘争はここ数年大きく盛り上がりつつあります。この社会的政治的闘争の経験は必ず、反貧困の闘い、職場の人権を守り、生活を改善する闘いに連動するはずと思えます。2017 年が労働運動の確かな転換の年になるように全国交流会をぜひ成功させましょう。

---

## 格差・貧困は戦争への道！

### 総がかり行動の新たな一歩が踏み出される！

三澤昌樹(事務局)

---

戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会は2月19日に日比谷野外音楽堂で「格差・貧困にノー!!みんなが尊重される社会を!」をスローガンに「2.19 総がかり行動」を開催した。この集会は、2015年の「戦争法案廃案、安倍政権退陣」の闘いについて、「約37% 2000万人といわれる非正規労働者層への拡大が不十分」「権利を不当に奪われている人たちとの連携強化」が求められているとした2015年10月の実行委員会中間総括と、それを受けた2016年9月の方針「貧困・格差課題に取り組みます。非正規労働者、生活困難など権利が保証されていない市民との連携を深め運動の輪を拡大します。」を受けて開催されたものである。集会当日は会場に入りきれない4,000名を超える参加者で埋まった。

集会呼びかけ文は以下のようにこの集会を位置づけている。「戦争法強行成立、南スーダン派遣の自衛隊への新任務付与、大企業を優先するアベノミクス 安倍内閣の政策は市民の「いのち」から遠いものです。戦争法反対を掲げ、国会前12万人集会の成功など、私たち「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」はまさしく市民総がかりの運動を展開してきました。一方で日本の市民社会は格差と貧困が蔓延し、将来の生活不安は市民社会を覆っています。生活保護基準が引き下げられ、社会保障が切り捨てられていく中で、防衛費だけが毎年確実に伸び5兆円を超えて過去最高額となっています。戦争から「いのち」をとらえてきた総がかり行動実行委員会は生活の場から「いのち」をとらえていくことも重要と考えています。格差の拡大と貧困の広がりや世界各地で紛争の火種となり多くの人々の命を削っています。戦争に反対することは貧困に反対すること 平和をめざすことは平等をめざすこと。すべての人々が豊かで明るく暮らせる社会をめざして 貧困と格差、差別と闘うすべての人々が日比谷野外音楽堂に集まり大きな声を上げていただくよう、私たちは呼びかけます。」と。

平和フォーラムの藤本泰成氏は開会挨拶で、「歴代の自民党政権は格差・貧困の拡大を作り出し、すがりつくものを蹴落とす生きづらい社会を作り出した。市民社会を分断し、危険な社会を作り出し、対立をもたらす動きも強まっている。この集会の目指すものは本当の意味での積極的平和主義である。人権を侵害されている福島、沖縄と連帯し、格差と貧困をなくさなければ本当の平和は来ない。」と述べた。このように格差・貧困との闘いをはじめて前面に打ち出した2.19集会は、安倍政権の打倒のためには、運動の輪を今以上の広がりにつなげることが求められる「総がかり運動」にとって重要な一歩である。

社会学者の本田由紀さんは、社会の変化、各国の比較から、各種データは悪化するばかり。各国との比較でも日本は軒並み低水準。これは政府が何もせず、自分で生きよ、地域で支えよとやってきたからだ。嫌になるが諦めたら敵の思うツボ。変えられないわけではない。みんなで声を上げていこうと呼びかけた。続いて登壇した「立憲野党」の民進党、共産党、社民党、自由党か

らはそれぞれ安倍政権の犯罪的行状と政権打倒の決意が述べられた。集会の後半は、現在の貧困状況とその問題をめぐり、発言が4名からされた。長時間労働問題では、実効性のある規制が必要、低賃金の労働者は長時間残業せざるを得ない、格差・貧困が戦争を招く。奨学金問題では、学生は今や平均で300万円の奨学金ローンを抱えもがいている、日本は教育に金をかけない、ローンを組まないと学べない、社会に合わせ制度を変えないといけない時期に来ている、皆さんとやっ行って行けば変わっていくとの訴えがされた。シングルマザーの問題では入学の時期は入学準備のお金がなく辛い思いをしている人がたくさんいる、子どもの貧困は女性の貧困だと訴えられた。熊本の被災地からは、復興の掛け声の陰で進学を諦めたり、仕事を失ったりと、見えない貧困が一層見えにくくなっている、しょうがないと諦めるのではなく社会を変えようとの発言がされた。集会後、参加者はパレードに移り銀座の街でアピールを行った。

今回の中央行動の成功は重要である。しかし、今後予想される衆議院選挙で安倍政権の退陣を実現させるためには、全国各地、各地域で、戦争反対と格差・貧困、差別を許さぬ取り組みとを結合しなければならない。それぞれ別々に進められていたりするならばその連携を追求する。取り組まれていない問題があれば課題として追求する。最賃の取り組み、貧困、福祉、奨学金などの課題を総がかりで取り組む中で、正規と非正規労働者、労働者と市民との連帯を作り出さなければならない。野党の統一候補の擁立もこうした取り組みがなければできないし、勝利もありえない。これまでの取り組みを大きく上回る総がかり行動を津々浦々で展開していかなければならない。

---

## 三者が院内集会を開催

### 真に実効性のある長時間労働の規制を

編集部

---

「高プロ・裁量労働制の規制緩和に反対し、真に実効性のある長時間労働の規制を求める院内集会」が、2月10日、日本労働弁護団、過労死弁護団全国連絡会議、全国過労死を考える家族の会の共催で開かれた。会場の衆議院議員会館大会議室には入れないほどの多くの人が結集した。

開会のあいさつをした棗一郎日本労働弁護団幹事長は「繁忙期一カ月100時間、二カ月平均80時間は過労死ラインである。死ぬまで働けというのか。労働時間規制を適用しない高度プロフェッショナル制度は、ホワイトカラーグゼンブションに他ならず、24時間働かせる制度である。企画業務型裁量労働制を拡大して時間管理をなくす。労働者が何時間働いたか記録がない。政府は規制緩和と規制強化の矛盾した政策をやろうとしている」と批判し、「真に実効性ある長時間労働の規制を実現しよう」と訴えた。

川人博過労死弁護団全国連絡会議幹事長が次のように基調報告を行った。電通過労死事件の高橋さんがうつ病を発生した直前は深夜労働の繰り返しだった。極度の睡眠不足からうつ

病を発症し「毎日二時間の睡眠時間では働きたくない。死にたい」と訴えていた。このような働き方を放置する法制度が問題である。残業規制とともにインターバル規制（終業から次の始業までの時間）が必要である。EU 並みの11時間のインターバル規制があれば、ほとんどの過労死は防げる。日本では労働時間規制を緩和する政策が取られてきた。裁量労働（みなし労働）は長時間労働を促進してきた。高度プロフェッショナル制度はさらに長時間労働を促進するもので、労働基準法を破壊する制度である。

高橋さんの遺族からビデオメッセージが上映され「娘のようにならないためには長時間労働を規制する法律が必要です。日本は経済成長のために国民を死ぬまで働かせる国になっている。娘の死から学んでください」と訴えがあった。

民進党、共産党、社民党、自民党の国会議員12名からあいさつを受けた。

続いて、長時間労働による被害者など当事者、遺族から発言があった。研修後の勤務で不慣れな仕事を任され、ミスが続き、急なトラブルへの対応など深夜までの労働が続き、パワハラ、長時間労働の末、自死した事例。研究職場で残業160時間以上の長時間労働により精神疾患を発症した事例。いずれも、残業時間の申告を少なくするように圧力があつたこと、36協定が守られていないこと、特別条項を労使間で締結すれば何時間残業をしてもよいことなど、長時間労働の凄まじい実態が報告された。

全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表は「過労死をなくしたいという思いから、2014年に過労死防止法が成立した。過労死防止啓発事業として、遺族が学校へ出前授業をするようになった。しかし、過労死は一向になくならない。国が過労死ラインまで働けというのはおかしい。長時間労働を美德とする働き方をやめましょう。これを強いる企業は犯罪です。過労死は人災です。働き方を変えれば防げます」と訴えた。

森岡孝二関西大学名誉教授が講演を行い「過労死をなくす啓発事業に参加したが、高校生も大学生も自らの問題として感じている。健康第一で働くこと、おかしい働き方に声を上げることが大切だ。この間の労基法の改正によって規制緩和は進んだが、規制強化にはならなかった。財界の意向を受けていたのでは規制にならない」と述べた。

労働団体からの報告として、連合、全労連、全労協から発言があった。全労協の柚木さんは「労働基準法は一日8時間以上の労働を禁止している。例外が当たり前になっているこの社会はおかしい。育児も介護もできない。100時間、80時間の上限規制は、政府・企業による殺人行為だ」と批判した。全労連の伊藤さんは「長時間労働時間社会をつくったのは、政府、企業だけでなく労働組合の責任でもある。働きすぎをやめる決意が必要だ」と訴えた。

最後に、「長時間労働が数多くの労働者の命と健康を奪っている。長時間労働の弊害は、労働者の生命と健康被害にとどまらない。長時間労働は男性を職場に縛り付ける一方で、女性を家庭に縛り付けて真の女性の活躍を阻害し、家事や育児に関わりたいと考える男性の家庭での生活時間を奪ってきた。さらには労働者が地域社会で活動する機会をも奪っている。真に実効性ある規制は、労働時間の上限規制はもちろん、勤務間インターバル規制を導入し、使用者に罰則付きで全ての労働者の労働時間記録義務を課す労基法の改正である」というアピールを採択した。

## 「高プロ・裁量労働制の規制緩和に反対し、真に実効性ある 長時間労働規制を求める院内集会」アピール

日本社会に整延している長時間労働が引き起こす最大の問題は、数多くの労働者の命と健康を奪っているということである。2014年6月20日に「過労死等防止対策推進法」が満場一致で可決、成立したが、これは何よりも過労死・過労自死が蔓延する社会を変えたいという、数多くの過労死等の家族と国民の切実な声を受け止めた結果に他ならない。にもかかわらず、「過労死等防止対策推進法」が施行された後も、一向に過労死等の命と健康の被害は無くならない。このことは、本集会に寄せられた当事者の声で改めて確認された。

長時間労働の弊害は、労働者の生命と健康被害にとどまらない。長時間労働は男性を職場に縛り付ける一方で、女性を家庭に縛り付けて真の女性の活躍を阻害し、家事や育児に関わりたいと考える男性の家庭での生活時間を奪ってきた。さらには労働者が地域社会で活動する機会をも奪っている。

政府が「働き方改革」として長時間労働の是正に取り組む方針を掲げるのも、このような長時間労働による様々な弊害を、ようやく認識したからであろう。本集会に寄せられた当事者の声に真摯に耳を傾ければ、今求められているのは、日本の雇用社会から過労死・過労自死を根絶するとともに、労働者にゆとりのある生活時間を取り戻せるような、厳格且つ実効性のある労働時間規制であることは明らかである。

ところが、現在報道されている政府が検討している長時間労働の規制策は、労働基準法を改正し、時間外労働の上限を原則として「月 45 時間」「年間 360 時間」と規定するものの、その一方で企業の繁忙期に対応できるよう 6 か月は例外を設け、「月最大 100 時間」「2 か月平均 80 時間」の時間外労働を認めるものになっている。私たちも、長時間労働を是正するために労働基準法を改正し、36 協定でも超えることができない時間外労働の上限を定め、違反企業に罰則を科すことは賛成である。

しかし、「月最大 100 時間」「2 か月平均 80 時間」という例外は、厚生労働省が定めた「脳血管疾患及び麓血性心疾患等の認定基準」に達するものであり、到底認めることはできない。これでは過労死・過労自死の根絶どころか、労働者の命と健康を守ることができず、労働者の十分な生活時間を確保できない。しかも、現在国会で継続審議となっている「労働基準法改正案」で政府が導入しようとしている「高度プロフェッショナル制度」は、一部の専門職の労働者を労働基準法の労働時間規制から適用除外とするホワイトカラー・エグゼンプションであり、さらに改正案は企画業務型裁量労働制度も大幅に拡大するものとなっている。これらの改正は労働時間規制を大きく緩和するものであり、長時間労働を助長するものに他ならない。政府の労働時間政策は完全に矛盾し、破たんしている。

わが国の雇用社会に蔓延する長時間労働をなくすために真に実効性のある規制は、労働時間の上限規制はもちろん、勤務間インターバル規制を導入し、使用者に罰則付きで全ての労働者の労働時間記録義務を課する労基法の改正である。

我々は、日本社会で働く全ての労働者の命と健康を守り、生活時間を取り戻すため、政府が国会に提出し継続審議となっている「労基法改正案」を白紙に戻し、真に実効性ある長時間労働規制を強く求める。

2017年2月10日

---

# 安倍の「働き方改革」の狙いと批判

遠藤 一郎(事務局)

---

## 1、「働き方改革」の狙い

### 1)課題の設定

安倍は、働き方改革実現会議を設置し、以下の9項目を、第1回会議(16年9月17日)で検討課題として提起した。

- ① 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- ② 賃金引き上げと生産性の向上
- ③ 時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の是正
- ④ 雇用吸収力の高い産業への転職、再就職支援、人材育成、格差を固定させない教育。
- ⑤ テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方。
- ⑥ 働き方に中立的な社会保障制度、税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備。
- ⑦ 高齢者の雇用推進。
- ⑧ 病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立。
- ⑨ 外国人材の受け入れの問題。

2)安倍の働き方改革の狙いは、次の3点にある。第一は、「経済成長戦略」としての働き方改革と位置づけていること。第2は、少子高齢化による生産労働力人口の絶対的減少に対する対策、第3は、「雇用関係によらない」働き方が飛躍的に拡大する近未来への誘導・準備だ。

労働者の現状は、長時間労働、過労自殺、低賃金、非正規雇用の激増と格差、不安定を軸とする悲惨な状況が待ったなしになっている。この状況をどう克服・改善し、人間らしい労働と生活の実現に向かうのか、女性・非正規の差別待遇の撤廃につながっていく改革が求められている。政権自身がそれに応えなければならなくなっているが故に、「働き方改革」と言い出さざるを得なくなったはずだ。にもかかわらず、安倍は、「経済成長のため・・」にこだわり、企業が世界で一番活躍できる国にすることを優先している。結果、財界の反対することには手を出せないことになる。

「人間の視点」に立つか、「資本の利益・要望」を優先するか、真っ向から対立する。

第2の狙いも、この姿勢が貫かれる。人間の当たり前の生活時間が保証され、保育所や、老親の介護などが保証されるような「安心社会」を作らずに、労働力不足対策として、女性、高齢者、外国人、障害者、病気からの回復者を、生産労働人口として狩りだす、一億総活躍＝一億総動員しようとしている。

第四次産業革命によって、就業構造や「企業と個人の関係」が劇的に変化しフリーランスなどの「雇用関係によらない」新しい働き方が注目され、「近未来の働き方」「雇用関係によらない働

き方」の拡大・誘導を準備しようとしているようだ。しかもそれを、厚生労働省管轄ではなく経済産業省管轄で進めて行こうとしている。

以上見たように、働く人々のための「働き方改革」とは逆であり、企業・資本にとっての「働かせ方改革」を狙ったものでしかない。狙いそのものが、最初から、多くの矛盾点を持っていることを前提に、以下、批判を展開する。

## 2、政策遂行のシステムと問題点

「働き方改革実現会議」が鳴り物入りで昨年9月に発足した。それは、官邸主導のトップダウン方式で進められている。9月2日第1回会議、委員は26名。安部、加藤以下閣僚9名、学者4名、経済団体3名、企業代表4名、財界シンクタンク2名、女優1名、労働代表は神津連合会長だけだ。「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」「仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会」「透明かつ公正な労働紛争解決システム等のあり方に関する検討会」「働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」など各課題検討会の構成は労働者代表が少数で、専門性が軽視をされ、厚生労働省ヘゲモニーの解体がうかがわれる。

### 3、テンポ

年度内(3月中)に実行計画決定、その後労政審を経て、法案化、17年通常国会後半か、秋の臨時国会に国会上程か?といわれている。

その際、すでに提出されている労働基準法改悪案(高度プロフェッショナル)制度、裁量労働制の要件緩和を主内容とする)がどう取り扱われるか、が注目される。

## 4、具体的検討項目と批判

検討項目として、9項目あげられているが、ここでは、安部が中心的に打ち出している「同一労働・同一賃金」と「長時間労働の是正」に限定して取り上げる。

### 1)同一労働同一賃金について

同一労働同一賃金の実現に向けた検討会が昨年12月16日、中間報告をだし、20日にガイドライン案を発表した。

中間報告では、「同一労働同一賃金の考え方あるいは原則を厳密に定義することはむずかしい」として、何が同一労働なのかの検討がない。本来同一労働同一賃金で対象とされるべき、男女間、雇用形態間、企業規模間、地域間の賃金差を問題にし、社会的に通用する「同一労働・同一賃金」に挑戦していくのではなく、これを放棄、同一企業内の正規と非正規の格差是正に限定するものになってしまっている。

さらに、職務評価に基づく同一(価値)労働・同一賃金の検討も放棄。ILO100号条約にある、仕事に必要な「知識・技能」、肉体的・精神的「負担」、人や物に対する「責任」、危険性などの「労働環境」4分野で職務評価点を付け、労働の価値を客観的にはかる=客観化に踏み込んでいない。

ガイドラインは、正規と非正規の待遇差があるとき、「どのような待遇差が不合理的なものであり、いかなる待遇差は不合理なものではないか」を示したものだと言う。しかし、基本給に関する、問題とならない例②は、典型的コース別人事管理容認例であり、差別賃金容認になっているので

はないか。

手当について 役職手当、時間外手当、深夜勤手当、通勤手当などは同一に、福利厚生施設(食堂、休憩室、更衣室)の利用認める、慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除、有給保障、病気休職も同一に、と、一步前進に見えるが、本来労働契約法20条、パート労働法8条、9条で当然実現されるべきものだ。それすら、労働者が要求し、裁判を起さなければならぬ状況がおかしいのだ。賞与は手当に分類し、貢献に応じた部分につき同一の支給をとっている。住宅手当、家族手当、退職金については、触れられていない。これについては、批判があり、最終報告に向け修正される可能性がある。

以上見たように、今回出されてきた「同一労働同一賃金」は、言葉と内実が乖離しており、非正規労働者の処遇改善にならず、差別容認、固定化ガイドラインといわざるを得ない。

さらに、労働契約法20条の社会的波及を押さえることにつながる危険性がある。労働契約法20条を根拠に有期雇用労働者の格差・差別を是正する裁判が闘われているが、基本給における「同一労働同一賃金」のガイドラインがこの程度であるとすれば、手当部分の争いに切り縮められることになってしまわないだろうか。

また、不当な待遇差の是正を要求するとき、その合理性を立証する責任は労働者側に求められてきた。しかし、基礎資料はほとんど会社が独占所有しており、立証に労働者は苦勞してきた。裁判での立証責任転換を実現すべきことがこれまでいわれ続けてきた。しかし、今回の報告、ガイドラインにはどこにも触れられていない。ここでも、この改革の鳴り物入りの宣伝が嘘であったことが暴露されている。

派遣労働者の扱いがわずか6行で済まされており、具体記述がないことも問題だ。

## 2)長時間労働の是正

電通過労死事件が大きく取り上げられ、長時間残業が社会問題化している中で、働き方改革の中心課題として、残業時間の上限規制が注目を浴びてきた。

2月14日、第7回働き方改革実現会議において、事務局案が提示された。その内容は、原則①36協定により、週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度 月45時間、年間360時間(厚生労働大臣告示の水準)

次の特例を除いて罰則を課す

特例② 臨時的な特別の事情ある場合、労使が合意して協定を結ぶ場合においても、上回ることでできない年間の時間外労働時間を1年720時間(月平均60時間)とする。

特例③ ②の1年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることでできない上限を設ける。

④ 月45時間を超えて時間外労働をさせる場合について、労働側のチェックを可能とするため・・・労使協定を義務づける。

と言うものであり、

特例③の「上限時間」について、数字は示されなかった。

伝えられるところでは、政府は、厚生労働省「過労死認定基準を根拠に、「月 100 時間、2ヵ月平均 80 時間」とすべく根回し、経団連の了解は取れたが、連合は「とうていあり得ない」と

同意せず、この日は、まとまらなかったという。

安部は、「上限時間」は全員の賛同を得て初めて「成案」として出せる。合意がなければこの法案は出せないことになる。実行計画決定まであと一月強。労使の合意形成を求める、と語気荒く発言、連合へ圧力をかけた。以降、日本経済新聞などが、「連合が上限100時間を了承」などと観測記事を繰り返し、経団連会長、連合会長のトップ会談が行われてきた。

過労死撲滅、長時間労働是正、残業時間上限規制がいつの間にか、36協定特例条項の規制にすり替えられ、月100時間の過労死基準まで働かせるものになってしまっている。

月残業100時間という過労死ラインの働き方を許してはならない。

1日2時間、月20時間、年間150時間という組合要求の実現を目指して、当面、厚生労働大臣告示の月45時間、年間360時間を上限規制とすべきだ。罰則なしの特例条項廃止は当然だ。

### <労働基準法改悪法案を撤回させよう>

高度プロフェッショナル制度、裁量労働要件緩和を主内容とする労働基準法改悪法案が国会に上程されている。この2年間、上程されども審議されず、店ざらしになっている。残業代ゼロ法案、定額働かせ放題法案と批判され、長時間労働是正とは真逆の内容になっている。しかも、この法案の裁量労働制の要件緩和が通ると、「提案型営業」に裁量労働が適用され、電通過労死事件の高橋まつりさんの過労死は認められなくなる恐れがある。

労働基準法改悪の議論がどこからも聞こえず、財界代表は、働き方改革実現会議で繰り返し、「労働基準法改定を前提として」と発言している。労働基準法改悪法案の即時取り下げを求めていこう。

### <最低11時間時のインターバル規制を求めよう>

当初議論の対象とされていた「勤務間インターバル規制」の導入は、時期尚早として議論からも消されてしまっている。労働者の健康を確保するために、インターバル規制は絶対に必要だ。強く要求していこう。

<働き過ぎ＝働かせすぎが、過労死・自死を生んでいることについて、緊張感のある議論を巻き起こそう。本来、過労死は企業による「殺人」ではないのか>

再び、三度、起こさせてはならない。その意味からも、過労死ライン＝月100時間が上限規制などあり得ない。

<1日8時間、週40時間労働が原則という意味、8時間労働で生活できるということ> これを、要求の出発点にしよう。賃金が安く、最低賃金に張り付いている零細運輸の現場では、生活するために長時間労働が余儀なくされている。労働時間と賃金はリンクしている。8時間で生活できる賃金を保証せよ！人間らしい労働と生活のために、生活時間を取り戻そう！

### <労働組合の役割が問われている>

違法な時間外労働を合法化し、会社が罰せられない免罰効果を持つ36協定は、労使合意で初めて成立する。組合は拒否できる。もう一度、労働現場から、命と暮らしを守るため、労働者の権利行使をはからなければならない。職場から残業規制を、時短要求として出して闘いを開始することが求められているのではないだろうか。

## ■労運研第7回研究会

### 「一人前労働者のあるべき賃金とは」

—— 連合総研「雇用・賃金の中期的なあり方に関する調査報告書」 ——

連合総研は昨年9月「雇用・賃金の中長期的なあり方に関する調査研究報告書」をまとめました。終身雇用、年功型賃金などを特徴とした「男性稼ぎ手モデル」から転換して、「親一人・子一人」世帯の生計費にもとづく「一人前労働者」の「あるべき賃金」を提唱しています。

提起された問題は、法的最賃や社会保障給付の在り方と併せて、広義の賃金闘争、賃金闘争の社会化という新時代の労働運動の重要な課題である。今回は、研究委員会のメンバーであった早川行雄さんに、報告書の問題意識を紹介していただきます。

**日 時** 3月13日(月) 18時30分～20時30分

**場 所** 三田いきいきプラザ 集会室C

〒108-0014 港区芝4丁目1番17号

地下鉄三田線・浅草線 三田駅A9番出口徒歩1分

JR山手線・京浜東北線 田町駅西口徒歩8分

**報 告** 早川 行雄 (当時＝連合総研主任研究員、現在＝JAM参与)

## ■労運研第8回研究会

### 地方の非正規公務員の処遇待遇を如何に実現するか

—— 総務省研究会報告の考察 ——

3月上旬にも地方公務員法及び地方自治法の改正法案が国会に提出される予定とされています。地方公務員の非常勤職員の多くが特別職非常勤として位置付けられる中で、提言に沿った法改正と制度見直しにより一般職化がなれば、一定その処遇改善の足掛かりとなります。

一方で、財政措置のないままでは、処遇改善どころか、非常勤職員の削減・雇止めの多発も懸念され、さらに、労働組合法適用の特別職から地公法適用の一般職への移行によって協約締結権・争議権がはく奪される問題も生じることとなります。

報告書の狙いと問題点は何か、労働組合は非正規職職員にどう対応すべきか、都労連書記長の和田隆宏さんにお話しいただきます。

**日 時** 4月18日(火) 18時30分～20時30分

**場 所** 東京じごとセンター 5階 セミナー室

東京都千代田区飯田橋3-10-3

**報 告** 和田 隆宏 (東京都労働組合連合会書記長)